

## 地域医療介護総合確保基金に係る事業（医療分）の事前調査 留意事項

### 1 地域医療介護総合確保基金の概要

病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題であることから、平成26年度に消費税増収分等を活用した地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）が創設されました。各都道府県は、基金を造成し、各都道府県において策定した計画に基づき事業を実施します。

### 2 令和9年度岡山県計画の策定スケジュール

別紙5「令和9年度岡山県計画策定スケジュール（医療分）」のとおり

### 3 基金で充当できない事業

- ・ 診療報酬や他の補助金等での財政措置が活用可能な事業
  - ・ 既に自主財源等で実施している事業の単なる基金への付替え
  - ・ 基金の事業区分ごとの目的と事業内容との関係が不明確な事業
  - ・ 恒常的に必要とみられる人件費等の経費を支出する事業
  - ・ 事業の効果が特定の団体や個別の医療機関等に限定される事業
- ※基金を活用するためには、「事業対象区域」全域への波及効果が求められます。

### 4 事業の終期

基金の硬直化を避けるため、令和2年度から全ての事業に終期を設けており、原則として、新規事業は最長3年間、継続事業は最長2年間としております。

終期を迎えた事業は、原則として、その後の継続実施が認められません。ただし、事業の見直し・改善等を行うことでより高い効果が期待できると判断されれば、継続実施を認める場合もあります。

### 5 スクラップ・アンド・ビルド

各団体等におかれましては、貴団体等で実施される事業（新規事業を含む。）の順位付け等を行い、優先順位の低い事業の内容を整理し統合・廃止するなど、スクラップ・アンド・ビルドに努めてください。

なお、令和8年度で終期を迎える事業（見直し対象）で、令和9年度以降も継続して実施する必要がある場合は、これまでの事業実績及びアウトカム指標の達成状況等を考慮した上で、各課題に対してより効果的な事業効果を見込めるよう、事業内容を見直してください。

### 6 その他

#### (1) ヒアリングの実施

御提案のあった事業については、必要に応じてヒアリングを実施させていただきますので、御協力をお願いします。（日程調整等は、別途、御案内します。）

なお、ヒアリングの結果、不採択となったり、事業費や事業期間等の御希望に沿えなかったりする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

## （２）提案事業の採否

御提案のあった事業は、令和９年２月頃に開催予定の岡山県医療対策協議会新たな財政支援制度検討部会において審議される予定です。審議の結果、国への要望が認められない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

また、国の通知上、事業期間は原則１年間とされていることから、御提案のあった事業は、単年度ごとに採択を行い国へ要望します。そのため、事業期間を複数年間で設定された事業であっても、２年目以降の事業継続が確約されるものではありません。

## （３）新規事業の着手時期

新規事業の初年度の着手は、国の内示（例年８月頃）以降となります。そのため、初年度の事業内容や事業費等は、当該事業期間（半年程度）を考慮して設定してください。

## （４）標準事業例

基金は消費税増収分等を財源としているため、基金を活用する理由や事業区分ごとの目的と合致しているかなど、国において厳しく注視されています。御提案される事業は、原則として、国の定める標準事業例と合致するものとしていただき、該当する事業例がない場合には、事業区分等との関連性を具体的に記載してください。

## 7 参考通知等

### （１）「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000146721\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000146721_00003.html)

### （２）基金に関する各種通知（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713_00001.html)